



地域開業医 Dr.綿谷の東奔西走

第3回

介護認定審査会 その仕組み

介

介護保険のサービスを受けるためには市区町村

「要介護認定」してもらう必要があります。認定は、調査員の認定調査による「一次判定」、その資料に主治医意見書を加えて開かれる介護認定審査会の「二次判定」の2段階を経て決定されます。今回は、申請者の要介護度を最終的に審査する場で、私も携わっている「介護認定審査会」の仕組みを説明します。

介護認定審査会は、医療・保健・福祉の専門家5人（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護福祉士、社

会福祉士、特別養護老人ホーム施設長など）の合議体です。

私の所属する尼崎市の場合は、のべ180人の専門家が5人ずつ計36の合議体に所属し、審査判定にあたります。

平日に市役所内の「審査会室」で、週に9合議体ずつ、月36合議体が順番に審査判定を行います。1回あたり55件の判定をするので、週約500人、月約2000人の審査を行っていることになりました。

審査の手順は、まず会議の行われる1週間前に事務局（市の介護保険課審査担当）から、各委員に「介護認定審査資料」が届きます。訪問調

わたや整形外科院長

綿谷茂樹



わたや・しげき ● 京都大学医学部卒業。平成8年わたや整形外科開業。尼崎市医師会理事、兵庫県保険医協会理事。日本医師会認定健康スポーツ医、尼崎市介護認定審査会副会長など、地域医療の充実に向けて活動中。

査員による認定調査結果をコンピュータの判定ソフトで分析した「一次判定」、調査員による手書きの「特記事項」、「主治医意見書」の三つです。記される申請者の個人情報、年齢と性別のみで、委員は審査対象者を特定できません。

各自が事前に資料に目を通し、当日、委員全員で資料を見ながら一つひとつ審査判定します。調査結果との整合性の確認を行い、問題があった場合には全員一致となるまで修正します。一次判定の結果を変更するのは、55件のうち多くて7件程です。個人的には、コンピュータ判定（一

次判定）の精度は高いように感じています。

認定結果が現状に合っていない場合は、不服申請できませんが、要介護認定に向けて重要なのは、申請者に正しい情報を提供していただくことです。認定調査は普段通りの状態で受けてください。さらに、感染症、床ずれがひどい人、末期がんなど重篤な病気の人は、病気の進行が早いので申請時の窓口で「末期がんのため、認定調査をすぐに受けたい」などと最初に伝えることが重要です。代行申請の場合も同じです。重篤な場合は、介護認定審査会も早急に対応しています。

尼崎市では、36ある合議体の間で判定格差が出ないように厳しくチェックしています。加えて、兵庫県や全国の審査状況とも比較をして平準化を意識しています。介護認定審査会は、公正に介護保険を受けることを担保している審査会ともいえます。